

令和8年度税制改正に関する要望事項

公益社団法人 滝川地方法人会

1. 消費税について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、初期の導入目的の達成状況と併せて問題があれば速やかに複数税率を止め単一税率に戻すことを求める。

また、令和5年10月より導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食、小売事業者ほど煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられており、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置や、一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置を一定の条件の下に恒久化することを求める。

2. 事業承継税制について

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置（令和9年12月末まで）として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われたが、与党税制改正大綱では適用期限の延長は行わないとされた。「特例承継計画」の提出期限は令和8年3月末まで2年延長されたが、提出件数等を踏まえながら、納税猶予制度の充実を求める。

また、円滑な事業承継を図るため、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

中小企業においてもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

3. 外形標準課税について

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与えるものである。

現在は、大企業への外形標準課税割合を引き上げるなど、中小企業への課税は行われていないが、今後においても中小企業への課税強化には反対する。

4. 少額減価償却資産の特例の拡充・恒久化について

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、法人税の申告書等を e - Tax で提出しなければならない法人（農業協同組合等）のうち、常時使用する従業員が 300 人を超える法人を対象法人から除外した上で、その適用期間が令和 6 年度の税制改正において 2 年間延長（令和 7 年度末）されたところであるが、特例の適用期間を設けず恒久化するとともに、資産の取得価額（中小企業の場合：現行 30 万円未満を 50 万円未満に拡大）の引き上げと、事業年度における取得価額の合計額（中小企業の場合：年間 300 万円以内）の上限撤廃を求める。

5. 中小法人の軽減税率制度の特例について

令和 7 年度の税制改正において、中小企業等の法人税率について、所得金額のうち 800 万円以下の部分に適用する軽減税率の特例 15%（本則 19%）が 2 年間延長（令和 8 年度末）されたが、このような時限的な措置ではなく本則を改正するとともに、昭和 56 年以来、課税所得 800 万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600 万円への大幅な引き上げを求める。

6. 中小企業の設備投資関連税制について

令和 5 年度の税制改正において、中小企業に前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の減免制度が創設され、令和 7 年度の税制改正において、適用期限が 2 年間延長（令和 8 年度末）された。

市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税の課税標準が雇用者給与等支給額の引上げにより軽減される特例措置だが、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。

7. マイナンバー制度について

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。ようやく普及に目途がついたところであるが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用されているとは言い難い。

今後とも国民の信頼と理解を得ながら、社会保障・税に関する行政の手続きにおける利便性向上はもとより、正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するよう求める。